

令和 7 年度川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会運営支援等業務委託 企画提案実施要領

1 目的

市制 100 周年の歴史的な節目に、オール川崎市で取組を進めるために、様々な企業、団体、川崎市等を構成員として令和 4 年 8 月に設立された「川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会」（以下「実行委員会」という。）では、令和 6 年度の記念事業期間において、多様な主体と共創しながら、官民連携で「あたらしい川崎」の可能性に挑戦する様々な取組を展開してきた。

実行委員会は令和 7 年 8 月以降に解散することを予定しているが、川崎市では、市制 100 周年記念事業期間後も 100 周年を契機として生まれた多彩な事業、市民・企業・団体等のつながり、向上したシビックプライド等を継続・発展させて「あたらしい川崎」を生み出していく取組を進めることとしており、アフター市制 100 周年の年度となる令和 7 年度においても、実行委員会では、解散に向けた円滑な手続の推進に加え、記念事業に関する情報発信の旗艦として機能している実行委員会公式ウェブサイトの継続的な運用保守や実行委員会解散に伴うコンテンツの移管、記念事業の記録を後世に伝えるための記念記録誌の制作等の業務を実施することを予定している。

本業務委託は、これら実行委員会が実施する取組の運営支援等を行うことを目的とするものである。

2 公募の内容

(1) 業務の名称

令和 7 年度川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会運営支援等業務委託

(2) 業務の内容

ア 実行委員会事務局の運営支援

イ 実行委員会公式ウェブサイトの運用保守及び川崎市公式HPへの移管作業

市制 100 周年記念記録誌のレイアウト等制作

※業務の詳細は別紙仕様書を参照のこと。

(3) 委託期間

契約日から令和 7 年 12 月 31 日まで

(4) 委託料概算金額

11,023,100 円 以内（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 選考方法

企画提案方式による提案審査

(6) 評価項目

- ア 事業目的の理解度
- イ 組織運営支援
- ウ 企画作成力
- エ 企画実行力
- オ 実施体制及び役割分担
- カ 業務実績

※各評価項目の詳細は、選定評価基準（様式5）を参照のこと。

(7) 参加意向申出書・企画提案書類の受付期間

- ア 参加意向申出書受付：令和7年1月28日（火）から2月10日（月）午後5時まで
- イ 企画提案書類受付：令和7年2月14日（金）から2月27日（木）午後5時まで

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は任意に結成された2者以上の共同企業体によるものとし、次の要件を全て満たしていること。

ただし、本プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。なお、参加意向申出書（様式1）の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

【単独の法人が満たすべき要件】

- (1) シティプロモーション、都市ブランディング、プロジェクトデザイン及びチームファシリテーションに関する実績とノウハウがある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中ではないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続き開始の申立て中、又は破産手続き中でないこと。
- (6) 川崎市及び国・近隣自治体において契約規則等に基づく資格停止期間中及び指名停止期間中でないこと
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないものであること。

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

【単独の法人が満たすべき要件】（2）から（7）

【共同企業体の構成員のうち代表者が満たすべき要件】

【単独の法人が満たすべき要件】（1）

4 スケジュール及び公募手続き

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 公募要領の公表 | 令和7年1月28日(火) |
| (2) 企画提案に対する質問書の受付 | 令和7年2月3日(月) 午後5時まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和7年2月5日(水)(予定) |
| (4) 参加意向申出書の受付 | 令和7年2月10日(月) 午後5時まで |
| (5) 参加資格要件の確認通知 | 令和7年2月13日(木)(予定) |
| (6) 応募書類・企画提案書の受付 | 令和7年2月14日(金) から2月27日(木) 午後5時まで |
| (7) 企画提案審査会 | 令和7年3月上旬 |
| (8) 審査結果発表及び通知 | 令和7年3月中旬 |
| (9) 契約 | 令和7年4月1日 |

5 担当部署(配布及び提出場所)

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局
(川崎市総務企画局シティプロモーション推進室)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎11階

電話(直通): 044-200-1328 FAX: 044-200-3915

メールアドレス 17skinen@city.kawasaki.jp

※プロポーザル参加意向申出書等は、川崎市市制100周年公式ウェブサイトまたは市ホームページからダウンロード可能。

6 委託業務の内容

別紙仕様書を参照のこと。

7 企画提案に求める内容

仕様書に基づき、次の事項について、イメージ図、イラスト等を用いて具体的に提案してください。

- (1) 当該事業に対する企画提案者の考え方
- (2) 実行委員会事務局の運営支援
 - ア 運営体制の支援
 - 実行委員会の解散に向けて必要な手続等のロードマップ作成及び業務支援
- (3) 実行委員会ウェブサイトのコンテンツの引継ぎ及び運営保守管理
 - ア 発注者の負担にならない効率的なウェブサイトの運用スキーム
 - イ ウェブサイトの効果測定及び分析手法
 - ウ 市ウェブサイトへの移管方法
- (4) 市制100周年記念記録誌のコンセプト及びデザイン案
 - ア 制作体制・役割分担
 - イ 市制100周年を振り返ること目的としたコンセプト及び構成
- (5) 委託業務の実施体制
 - 本業務を適切に進めるために、業務に当たる担当者の業務経歴や人員体制含めた実施体制を、それぞれ具体的に記載するとともに、発注者側と受託者側の作業分担についても明確に説明すること。
- (6) 業務実績
 - 過去の同様の事業についての概要説明及び代表的な実績について詳細に説明すること。
- (7) その他
 - ア 上記の提案事項のほか2(4)の委託料概算規模の範囲内で本事業をより効率的、効果的に実施するために、仕様書案に明記のない独自の提案を行う場合(任意)は、その具体的な内容と期待される効果を説明すること。
 - イ 企画提案書の作成に当たっては、具体的な表現で記載するとともに、専門用語や略語には注釈を付けるなど、できる限り平易な表現に努めること。

8 企画提案の流れ

- (1) 質問書の受付
 - ア 受付期限：令和7年2月3日(月)午後5時まで
 - イ 受付場所：5の担当部署(配布及び提出場所)と同じ
 - ウ 受付方法：質問書(様式2)により電子メール又はFAXにて受け付ける。
 - 電子メール又はFAXによる質問以外には回答しない。
 - エ 回答方法：受付期限までに寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和6年2月9日(金)までに質問者に電子メールにて回答するとともに、追って、参加意向があり参加資格のある

者全員に対して電子メールにて送信する。

(2) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限：令和7年2月10日（月）午後5時まで

イ 受付場所：5の担当部署（配布及び提出場所）と同じ

ウ 提出書類

(ア) プロポーザル参加意向申出書（様式1）

(イ) 類似業務の実績を証する契約書の写し等 ※共同企業体による参加の場合は、代表者の実績とする

(ウ) 委任状（様式8） ※共同企業体による参加の場合に提出

(エ) 共同企業体協定書（様式9） ※共同企業体による参加の場合に提出

(オ) 共同企業体編成表（様式10） ※共同企業体による参加の場合に提出

(カ) 川崎市競争入札参加資格を有していない場合は、次の書類も合わせて提出すること。

a 参加資格誓約書（様式4）

b 登記事項証明書

c 会社（団体）概要がわかる書類

d 財務諸表（直近2期分）

※共同企業体による参加の場合は、構成員すべてについて提出すること

エ 提出方法：持参により提出する。持参する際は事前に電話にて連絡すること。

オ 参加資格確認の結果通知

(ア) 令和7年2月13日（木）（予定）

(イ) 参加意向申出書に基づき応募資格を確認後、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式3）を電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

企画提案書（A4判縦横どちらでも可。表紙を除き15ページ以内）・・・10部

企画提案書には、仕様書及び「7企画提案書に求める内容」に記載されていることについて記載すること。

※企画提案書の作成にあたっては、社名が分からないようにすること。

※提出書類作成に係る費用は、提案者の負担とする。

(ア) 見積書（原本）・・・1部

(イ) 見積書（写し）・・・10部

※見積書は総額、内訳等を記載すること。

イ 提出期限：令和7年2月27日（木）午後5時まで

ウ 受付場所：5（配布及び提出場所）と同じ

エ 受付時間：午前9時から12時、午後1時から5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

オ 提出方法：持参により提出する。持参する際は事前に電話にて連絡すること。

カ 企画提案書等の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (イ) 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。
- (ウ) 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。
- (エ) 企画提案書の受領後、発注者が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがある。

(4) 企画提案審査会

ア 日時

令和7年3月上旬のうち1日（日時は、後日、参加資格のある者に連絡する。）

イ 川崎市役所内の会議室（詳細な場所は、後日、参加資格のある者に連絡する。）

9 選定方法

企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で、採択する受託予定者を決定する。

公募内容や応募資格に合致していない企画及び評価基準や合計点が合格点に満たない場合は選考対象外となる。

(1) 企画提案審査会の実施

ア プレゼンテーション

- (ア) プレゼンテーションは時間厳守とし、企画提案書に基づき15分以内、質疑応答を20分以内で行うこと。
- (イ) 契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること。
なお、出席者は4人以内とする。

イ 評価の方法

企画提案の評価は、実行委員会事務局が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員がそれぞれ企画提案の内容及び質疑応答の結果に対して、選定評価基準（様式5）に基づき行います。

ウ 特定方法

最も高い評価を受けた提案者を受託候補者とする。ただし、評価委員の平均点が57点未満の評価を受けた場合には、受託候補者として特定することはできないものとする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、選定評価基準（様式5）の「3 企画作成力」及び「4 企画実行力」が最も高い点数の者を選定するものとする（それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。）。

エ 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書等の内容について、選定評価基準（様式5）により事前書類審査を行い、上位4者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。なお、事前書類審査を行わなかった場合は通知しない。

10 選考結果通知

選考結果は、結果通知書（様式6）により、全ての提案者に通知するものとする。

(1) 結果通知：令和 7 年 3 月中旬以降

(2) 通知方法等

ア 郵送により全ての提案者に通知する。

イ 電話・電子メール等での問合せには一切応じないものとする。

ウ 選考の内容についての問合せには一切応じないものとする。

11 契約手続等

選考結果の通知後、実行委員会と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

(1) 契約保証金は、川崎市契約規則第 33 条第 5 号に準じて免除とする。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

(5) 当該落札決定の効果は、令和 7 年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決及び川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行員会第 6 回総会における予算の議決を要する。

12 関連情報を入手するための照会窓口

提案に当たっては、市ホームページ等の次の情報なども参考にすること。

(1) 川崎市ブランドメッセージ

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000078324.html>

(2) 川崎市都市イメージ調査

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000091292.html>

(3) 川崎市市制 100 周年記念事業公式ウェブページ

<https://kawasakicity100.jp/>

13 その他

参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式 7）を提出すること。